

簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る受託者選定手続開始の公表

次のとおり委託契約に係る受託者を募集します。

令和7年4月18日

品川区長

1 業務概要

(1) 業務件名

障害者就労支援事業等運営業務委託

(2) 業務内容

- ① 障害者就労支援（就労にかかる相談支援、店舗運営等による就労体験の場の提供）
- ② 一般物品の販売および区内障害者福祉事業所製品の受託販売
- ③ 共同受注窓口の設置・運営
- ④ 交流スペースの運営
- ⑤ 区立学校標準服等リユース事業
- ⑥ 開設に係る準備業務

(3) 履行期間

令和7年8月上旬から令和8年3月31日まで

2 参加申込に必要な要件等

- (1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例34号）第2条第1項第1号から第3号に該当せず、かつ第5条を遵守すること。
- (4) 公募説明会に参加すること。
- (5) 過去5年間に次のいずれかの業務の運営実績を有すること（国または地方公共団体からの受託実績を含む）。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援または就労定着支援の事業所指定を受けてサービス提供を行った実績があること。ただし、事業所の指定取消しを受けている場合を除く。
 - イ 主たる業務が障害者の就労支援に関する業務の実績があること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

ないこと。

3 手続方法等

(1) 必要書類

簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書

(2) 提出期限・方法

令和7年5月7日（水）午後5時（必着）までに、障害者施策推進課へ必要書類を持参または郵送すること。

4 その他

詳細は、障害者就労支援事業等運營業務委託に係る簡易型プロポーザル方式実施要領による。

【本公表に関する問い合わせ先】

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36

品川区福祉部障害者施策推進課障害者施設計画担当

担当者名 藤田・飯野

電話番号 03 (5742) 7699

F A X 番号 03 (3775) 2000

E-mail shoshsk-shisetsu@city.shinagawa.tokyo.jp